

開業社労士は中小企業・小規模事業者中心に支援 勤務等社労士は大企業で活躍 社労士の実態明らかに

～社労士実態調査概要～



会長 大野 実

1 全国で2万5千人超の社労士参加、有効回答率56%

社労士実態調査につきましては、過去には不定期に実施したこともありましたが、社労士制度創設55年に当たる2023年のデータを調査対象年とし、かつ本調査を定期化すべく検討し、本年4月にすべての社労士を対象に、調査依頼状を発送し、調査を開始しました。

調査では、全社労士の56%に当たる、25,000人超の皆様にご賛同・ご協力いただいたことに改めて感謝申し上げます。これだけ多くの回答があったことは、同調査に関心を持っていただけたということで、大変ありがたく受け止めております。

調査結果の集約を急いでいるところですが、それに先立ち、このほど速報版を取りまとめました。

開業社労士は中小企業・小規模事業者を中心に支援を行い、勤務等社労士については大企業において活躍をしていることが確認できることから、社労士は企業規模の大小にかかわらず、労働・社会保障及び人事労務管理の分野において専門性を発揮し、サポートできている姿がうかがえます。

以下、速報版の概要をお知らせします。

調査概要

1 調査の目的

持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察するため、開業・勤務実態や業務内容などを調査項目とした実態調査を実施し、社労士業務の現在の実態を明らかにする。

2 調査事項

- (1) 基本情報・個人の活動状況
- (2) 開業社労士としての活動状況
- (3) 開業社労士としての職業生活及び意識
- (4) 勤務等社労士としての活動状況
- (5) 勤務等社労士としての職業生活及び意識

3 調査期間

2024年4月24日～6月9日

4 調査対象者

45,401人 ※令和6年3月1日時点で社労士登録をしている全ての者から、4月16日までに連合会における退会手続きが終了している者を除き、新規登録者のうち回答希望があった者を足した人数

5 調査の方法

郵送配付、Web回答（郵送にてWeb回答画面のURL、ログインIDとパスワードを配付する方法）

6 回収状況

有効回収数：25,408人 有効回収率：56.0%

	対象数	回収数	回収率
開業・法人の社員	28,477	15,251	53.6%
勤務等	16,924	10,157	60.0%
合計	45,401	25,408	56.0%

調査不能数：19,993人 調査不能率：44.0%

不能内訳：宛先不明 306人 未回答 19,608人 回答不備 44人 その他 35人

2 社労士実態調査(2024年実施) 調査結果(速報版)の概要

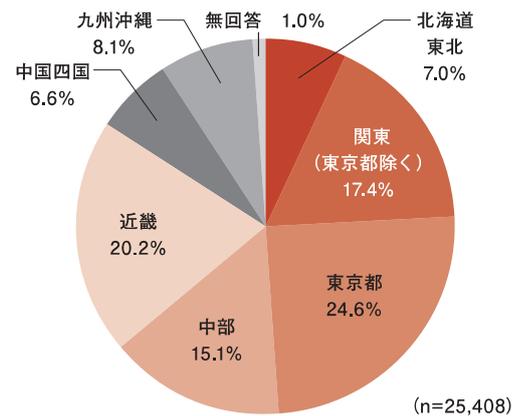
(1) 回答者の状況(基本情報)

① 所属している都道府県会について

社労士は、社労士法上、都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)に登録することが必須となっており、また、デジタル化やテレワークが進展してきているとはいえ、社労士の活動実態を把握するうえで地域を確認することは重要と考え、今回の実態調査に回答された社労士の所属都道府県会の状況を示す。また、併せて、回答者の会員種別(開業、法人の社員、勤務等)も示す。

集計区分の中で唯一、単一の都道府県のみで構成されている「東京都」の割合が最も高いのが特徴的であり、また、会員種別のクロス集計に関しては、「東京都」と回答した者の割合は、他の種別に比べると勤務で高くなっている。

所属会(地域ブロック)



所属会(地域ブロック)*種別

種別	総数	所属会(地域ブロック)								
		北海道東北	関東(東京都除く)	東京都	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	無回答	
	n	%	%	%	%	%	%	%	%	
総数	25,408	7.0	17.4	24.6	15.1	20.2	6.6	8.1	1.0	
開業	13,061	8.5	20.2	16.3	15.6	21.1	8.1	8.9	1.4	
法人の社員	2,190	8.4	13.9	28.6	17.8	15.7	6.5	8.5	0.6	
勤務等	10,157	4.9	14.6	34.3	13.8	20.0	4.7	7.0	0.7	

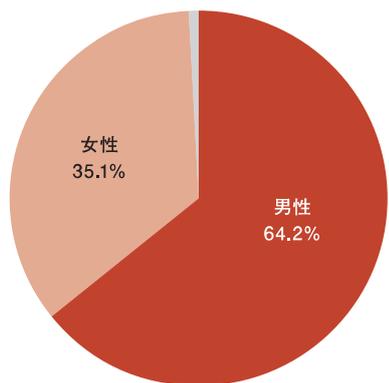
② 性別・会員種別、年齢構成別について

性別の回答割合については、男女比で2対1となっている。また、会員種別については、開業社労士(「開業」+「法人の社員」と「勤務等社労士」との比率は3対2となっている。

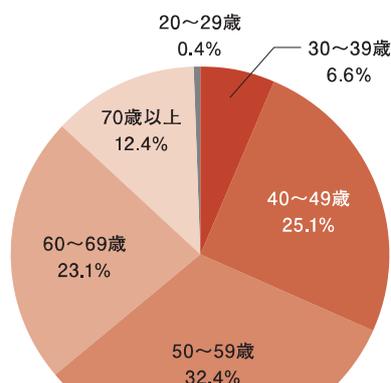
さらには、年齢構成については、50代が最も高く、40代、60代がおおよそ同じ割合で、40歳以上69歳までの回答が全体の8割を占め、平均年齢は55.5歳であった。

性別

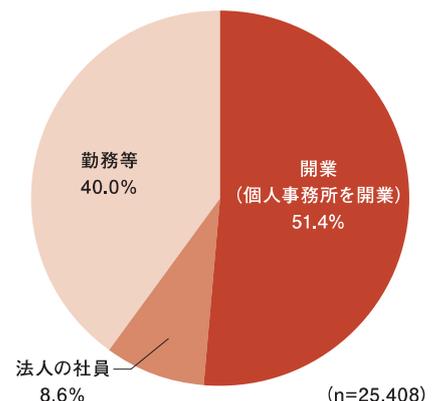
その他
(「どちらでもない」、「わからない」を含む)
0.7%



年齢構成



会員種別



③回答者の状況（基本情報）の小括

本調査に回答した社労士の前提として、会員が所属している地域性、性別、会員種別及び年齢構成の比率については、社労士法上、社労士として登録するために連合会に備え付けている社労士登録名簿（すべての社労士の登録情報が掲載されているもの）上のそれとほぼ合致しているといえる。

以下は、こうした回答者の状況（基本情報）に基づいて、「開業社労士・勤務等社労士共通編」「開業社労士編」「勤務等社労士編」と区分し、速報値として把握できた一部をトピックとして掲載する。

（２）開業社労士・勤務等社労士共通編

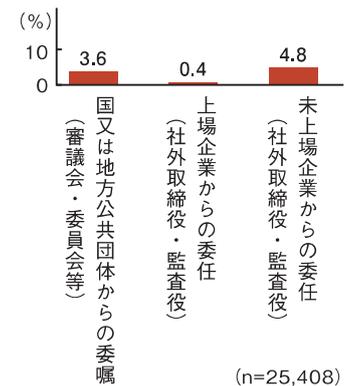
①国又は地方公共団体委員等の委嘱及び民間企業からの委任の有無

社労士は視点として、公的な視点と民間の視点を併せ持っているため、その役割の広さを確認するための設問であったが、未上場企業から社外取締役・監査役の委任が4.8%と最も高く、次に「国又は地方公共団体からの委嘱（審議会・委員会等）」の割合が3.6%、「上場企業からの委任（社外取締役・監査役）」の割合が0.4%となった。

実数で見ると今回の実態調査の回答者の中では、全国で開業社労士・勤務等社労士合わせて「未上場企業から社外取締役・監査役の委任」が1,207人、国又は地方公共団体からの委嘱（審議会・委員会等）が902人、「上場企業からの委任（社外取締役・監査役）」には98人が担っていることがわかる。

社労士制度として、公的側面とビジネス的側面双方、幅広く関わっている様子がうかがえる。

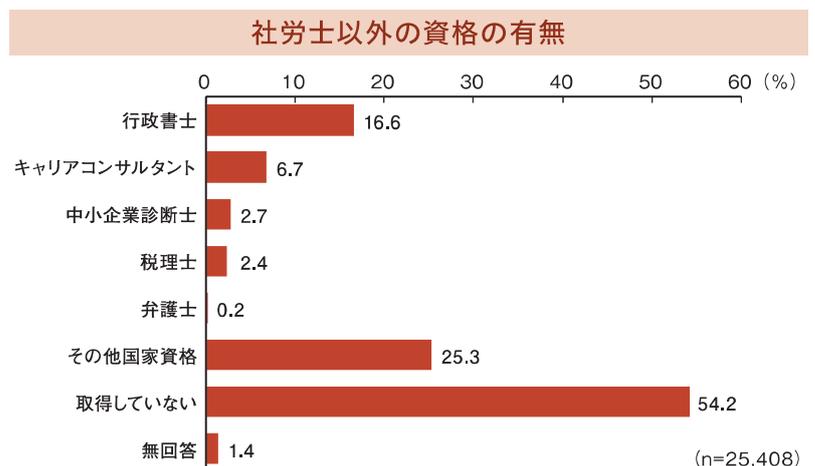
中小企業・小規模事業者を含む幅広い企業経営者や人事・労務管理担当者では、従業員の新規採用、人材確保・定着やリテンション強化、すなわち人的資本経営の観点から、社労士への委任のニーズが見込まれ、今後増加することが考えられる。



②社労士以外の資格の有無

社労士以外の資格の状況としては、「行政書士」の割合が16.6%と最も高く、以下、「キャリアコンサルタント」の割合が6.7%、「中小企業診断士」の割合が2.7%、「税理士」の割合が2.4%、「弁護士」の割合が0.2%となっている。また、「其他国家資格」の割合が25.3%、「取得していない」の割合が54.2%となっている。「其他国家資格」の内容は、宅地建物取引士、FP技能士、衛生管理者などの回答が見られた。

なお、行政書士は1951年に創設された国家資格であること、キャリアコンサルタントは2016年に創設された国家資格であることを踏まえ、社会的なトレンドである国家資格と社労士登録年による相関があるかなどの分析を進める。



(3) 開業社労士編

① 開業歴等

回答された開業社労士の開業歴は平均で13.3年であることを念頭に以降を確認してみる。

② 開業前の自身の状況

「会社員（社労士事務所又は社労士法人の従業員を除く）」の割合が46.5%と最も高く、半数近くを占め、以下、「社労士事務所又は社労士法人の従業員（雇用形態を問わない）」の割合が21.0%、「経営者（個人事業主を含む）」の割合が6.8%、「パート・アルバイト・派遣社員」の割合が6.4%、「会社役員」の割合が4.5%、「公務員」の割合が4.2%、「無職」の割合が3.1%、「専業主夫・主婦」の割合が2.4%等となっている。

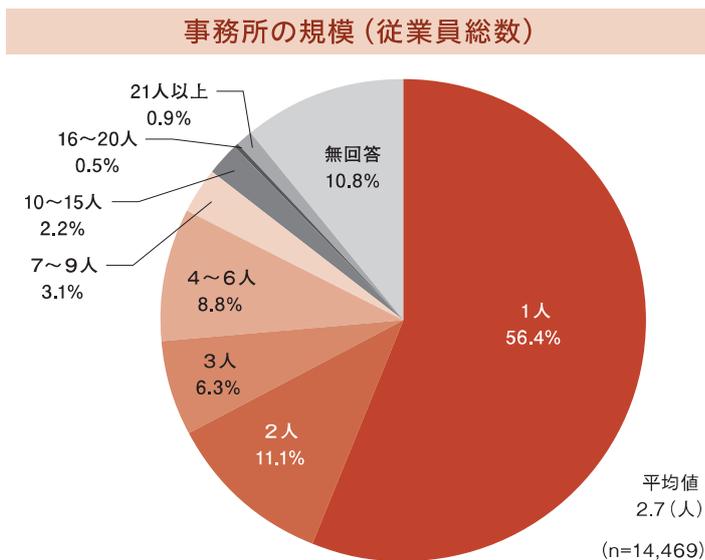
大半の開業社労士は一度社会人等を経験したのち、開業していることがうかがえる。

③ 事務所の体制

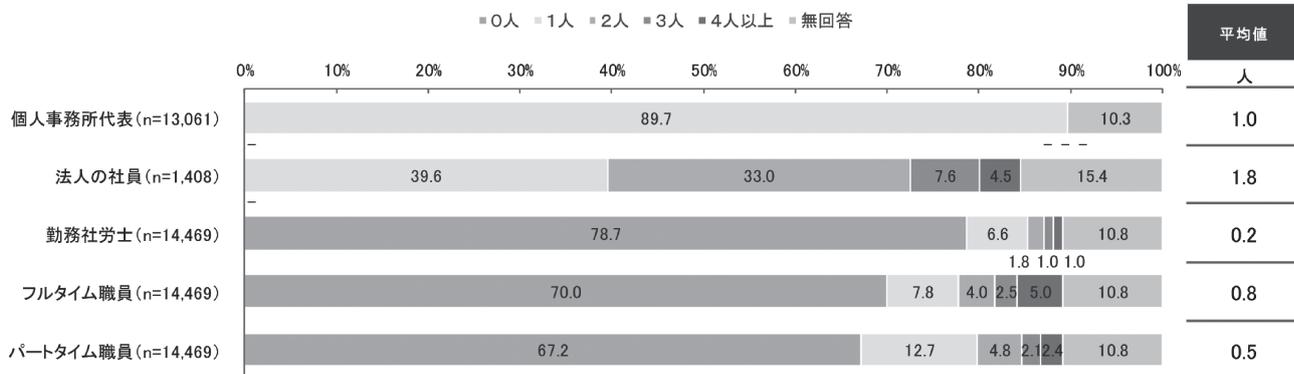
開業社労士自身を含む事務所の体制について、「1人」の割合が56.4%と半数を超え、「2人」の割合が11.1%、「3人」の割合が6.3%、「4～6人」の割合が8.8%と続き、「7人以上」の割合が少ない。事務所の体制としての平均は2.7人となっている。

内訳を見ると、フルタイム職員のいる事務所よりパートタイム職員のいる事務所の方が多量のものの、1事務所当たりの人数はパートタイム職員よりフルタイム職員の方が多くなっている。

なお、21人以上を雇用している事務所が0.9%ということで、130事務所あった。全ての開業社労士事務所数のうち、開業社労士1人で経営している事務所が大半である一方で、従業員を相当数雇用している事務所も少なからず存在することがうかがえる。

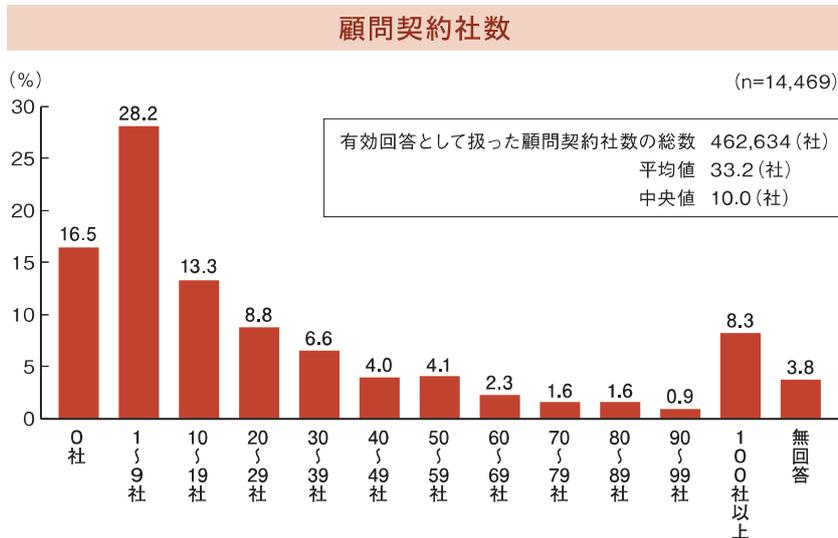


事務所の規模（内訳）



④ 顧問契約社数

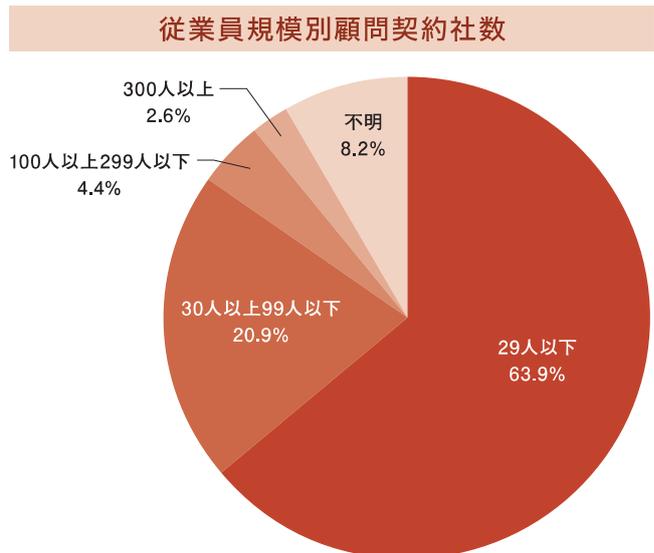
顧問契約社数は数が多いほど、割合は低くなるものの、100社以上を顧問契約している開業社労士も一定数いることがうかがえる。1社労士事務所（あるいは社労士法人）として、平均約33社と継続した契約形態である顧問契約を締結していることになる。



⑤ 従業員規模別顧問契約社数

顧問先の従業員規模を確認すると、従業員規模29人以下の受託割合が63.9%と多くを占める。一方で、従業員規模が300人以上を超える企業を受託している開業社労士も一定数存在することが確認できる。

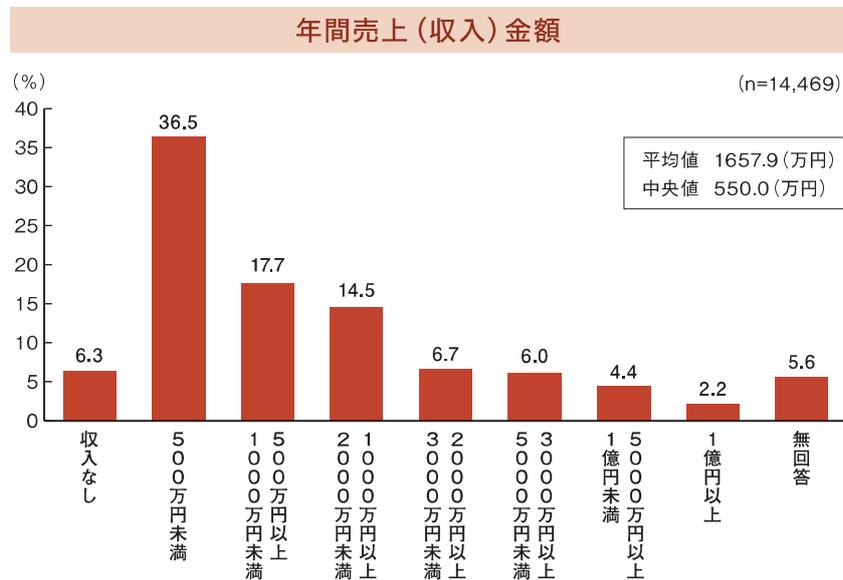
具体的には、資本金の額又は出資の総額や業種にもよるところではあるが、いわゆる大企業とされる従業員規模が300人以上の企業が0.8社（同2.4%）であった。これを開業社労士約2万8,000人換算すると、672社となる。調査における企業の考え方の違い等があるため、注意が必要ではあるが、日本では従業員規模300人以上の事業者数は1万3,199社（約515万社の0.3%※令和3年経済センサス活動調査）であるため、300人以上の企業には5%程度、開業社労士が顧問として関わっていると推察される。当然ながら、日本に存在する企業も従業員規模が大きくなるほど少なくなるため、それと同様の傾向にあるのではないかと見受けられるが、その傾向を踏まえても社労士が顧問契約している大企業は一定程度あるといえるのではないか。



※各規模の顧問契約社数の総数を、顧問契約者数の総数（462,634社）で除算することにより、割合を算出した。

⑥開業社労士事務所の年間売上

開業社労士の事務所当たりの年間売上は平均して約1,658万円、中央値は550万円ということが分かる。なお、1,000万円未満が全体の6割程度いるが、1,000万円以上が3割強であり、中には1億円以上売り上げる開業社労士が2%程度存在する。

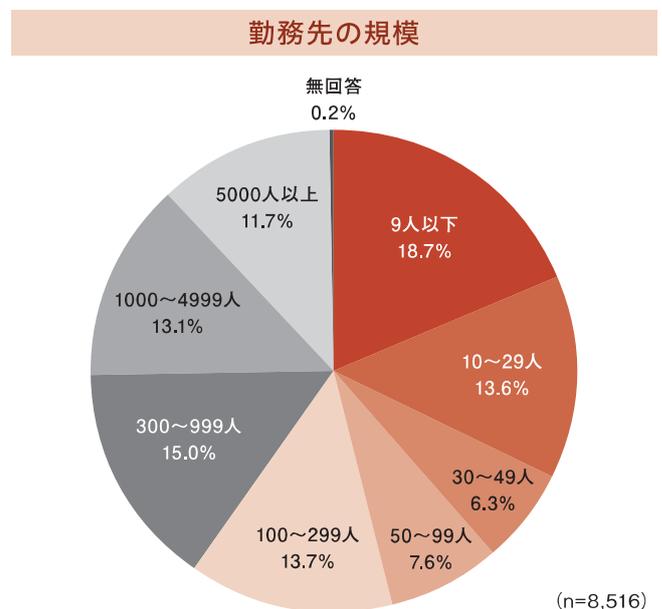


(4)勤務等社労士編

①勤務先の企業規模

資本金の額又は出資の総額や業種にもよるところではあるが、100人以上の企業規模に約53%が勤務しており、特に1,000人以上の企業規模には勤務社労士全体の約25%が勤務していることが分かった。一方で、30人未満の企業規模に約32%が勤務していることも明らかになった。

細かく見ると、「9人以下」の割合18.7%、「10～29人」の割合が13.6%、「30～49人」の割合が6.3%、「50～99人」の割合が7.6%、「100～299人」の割合が13.7%、「300～999人」の割合が15.0%、「1,000～4,999人」の割合が13.1%、「5,000人以上」の割合が11.7%となっている。



②勤務先の業種

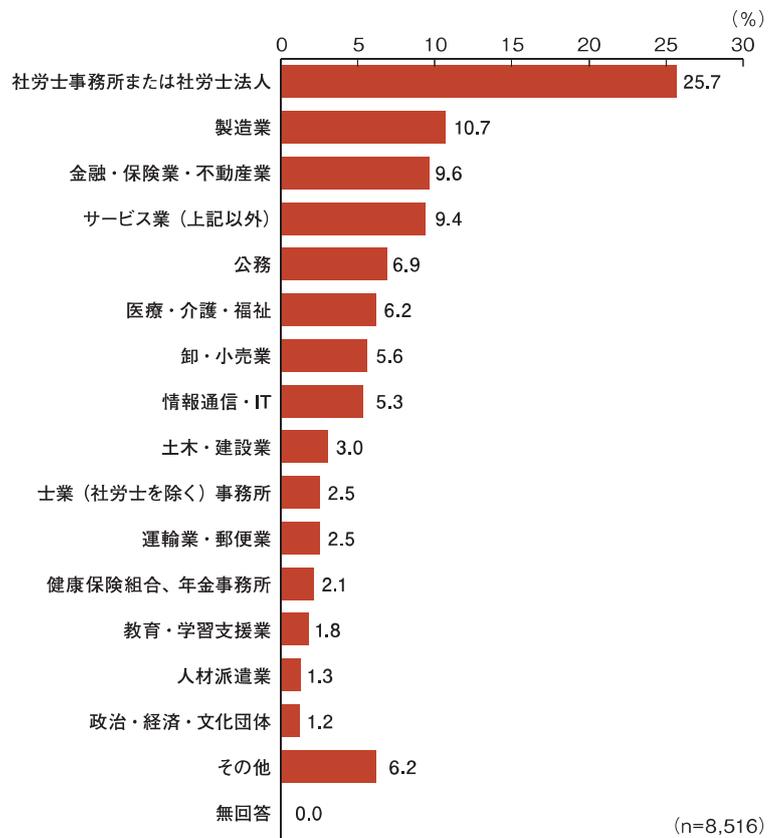
「社労士事務所または社労士法人」の割合が25.7%と最も高く、以下、「製造業」の割合が10.7%、「金融・保険業・不動産業」の割合が9.6%、「サービス業（上記以外）」の割合が9.4%、「公務」の割合が6.9%、「医療・介護・福祉」の割合が6.2%、「卸・小売業」の割合が5.6%、「情報通信・IT」の割合が5.3%、「土木・建設業」の割合が3.0%、「士業（社労士を除く）事務所」の割合が2.5%、「運輸業・郵便業」の割合が2.5%、「健康保険組合、年金事務所」の割合が2.1%、「教育・学習支援業」の割合が1.8%、「人材派遣業」の割合が1.3%、「政治・経済・文化団体」の割合が1.2%となっている。

様々な業種に社労士として、その企業の社労士業務に従事していることがうかがえる。

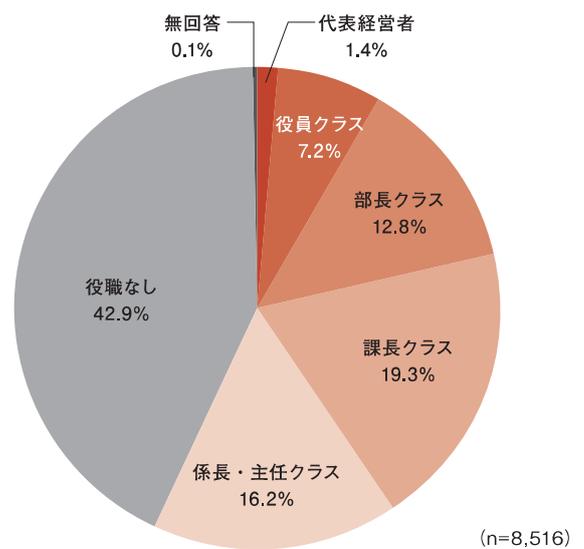
③勤務先での役職

「役職なし」が約4割超の一方で、役職のある割合の中では、「課長クラス」と「係長・主任クラス」が10%台後半と同程度に高く、「部長クラス」は12.8%、「役員クラス」は7.2%となっている。

勤務先業種



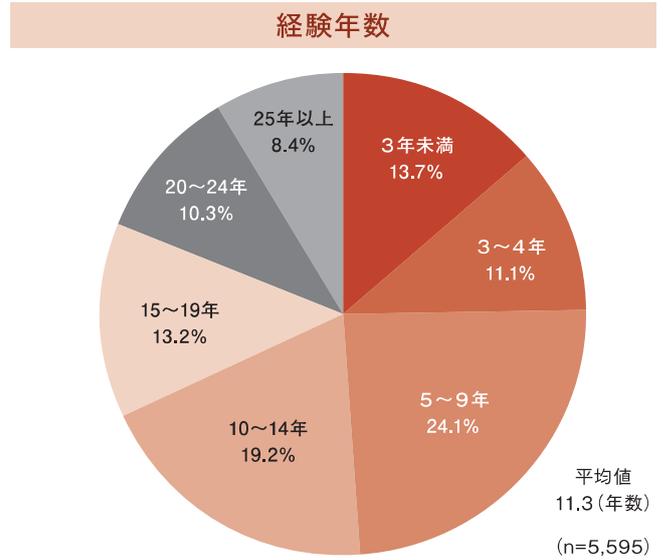
勤務先での役職



④ 社労士業務に従事している経験年数

5年区切りで比較するために「3年未満」と「3～4年」を足して「5年未満」とすると、割合は24.8%と最も高く、次に、「5～9年」の割合が24.1%となり、この2つの区分で約半数を占めている。

それ以外の区分にはほぼ同程度となっていて、平均としては、約11年程度となっている。



3 詳細版報告書を後日公開

本誌に掲載した調査結果は速報版の内容となっており、また、誌面の都合上、主なトピックの掲載となっておりますが、社労士の実態の一部を確認することができたといえると考えております。

より詳細な内容については、今後、社労士実態調査詳細版報告書（2024年調査）として公表する予定であり、そちらに譲りたいと考えております。

なお、今月号に詳細を掲載しております「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（以下「パネル調査」という。）については、社労士実態調査において一定要件の開業社労士で、かつパネル調査の協力を賛同いただけた方を対象として、同じ質問を定期的（2年に1回）に回答いただく手法で実施する予定であり、こちらに関しても、調査結果の概要等を公開してまいりたいと考えておりますので、対象者におかれましては、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。